

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第5号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和63年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の施行について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）<u>、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成19年香川県条例第3号。以下「条例」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定期病状報告書)</p> <p>第22条 法第38条の2第1項の規定による報告は、措置入院者の定期病状報告書（第22号様式）により行うものとする。</p> <p>2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、医療保護入院者の定期病状報告書（第23号様式）により行うものとする。</p> <p><u>3 条例第2条の規定による報告は、任意入院者の定期病状報告書（第23号様式の2）により行うものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の施行について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「政令」という。）<u>及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定期病状報告書)</p> <p>第22条 法第38条の2第1項の規定による報告は、措置入院者の定期病状報告書（第22号様式）により行うものとする。</p> <p>2 法第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、医療保護入院者の定期病状報告書（第23号様式）により行うものとする。</p>

第22号様式（第22条関係）

略
(注)

1・2 略

3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。また、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。

4～10 略

第23号様式（第22条関係）

略
(注)

1～7 略

8 選択肢の欄は、それぞれ該当するローマ数字、算用数字等を○で囲むこと。

9 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第22号様式（第22条関係）

略
(注)

1・2 略

3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。

4 「生活歴及び現病歴」の欄は、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。

5～11 略

第23号様式（第22条関係）

略
(注)

1～7 略

8 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

任意入院者の定期病状報告書

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
報告者 病院名
管理者名 ㊟

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例第2条の規定により報告します。

任意入院者	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏名	(男・女)		
	住所			
任意入院年月日 (第22条の3による入院)	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	
		入院形態		
前回の定期報告年月日	年 月 日			
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症	
	ICDカテゴリー ()	ICDカテゴリー ()		
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科又は神経科受診歴等を記載すること。)	(陳 述 者 氏 名 統 柄)			
初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
初回から前回までの入院回数	計 回			
過去12箇月間の外泊の実績	1 不定期的 2 定期的 (i 月単位、ii 数箇月単位、iii その他()) 3 なし			
過去12箇月間の病状又は状態像の経過の概要 (問題行動を中心として記載すること。)				
過去12箇月間の治療の内容及びその結果 (過去12箇月間に行動制限が行われた際はその必要性について)				
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向			
今後の治療方針				
任意入院継続の必要性 (通院へ変更ができない理由について具体的に記載すること)				
今後の退院へ向けた取り組み				

現在の精神症状	<p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害</p> <p>III 記憶 1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 滅裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p>
その他の重要な症状	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()
問題行動等	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()
現在の状態像	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()

本報告に係る診察年月日	年 月 日
診断した主治医氏名	(署名)

審査会意見	
香川県の措置	

(注)

- 1 内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の欄にそのときの入院形態を記載すること。(第33条第2項又は特定医師による入院を含む。その場合は「第33条第2項入院」、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第2項・第4項入院」又は「第33条の4第2項入院」と記載すること。)。なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載すること。
- 3 「生活歴及び現病歴」の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載すること。また、前回報告のコピーの添付でもよいが、新たに判明した事実がある場合には追加記載すること。
- 4 「初回入院期間 前回入院期間 初回から前回までの入院回数」の欄の初回入院期間及び前回入院期間は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載すること。
- 5 入院時から6箇月の間に開放処遇が制限された者の当初の報告においては、「過去12箇月間」とあるのは「入院時から報告時までの間」と読み替えること。
- 6 「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」の欄は、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置くこと。
- 7 選択肢の欄は、それぞれ該当するローマ数字、算用数字等を○で囲むこと。
- 8 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。